

第3次札幌市児童相談体制強化プラン (素案)

はじめに

調 整 中

令和3年（2021年） 月

署名

写真

目 次

第1章 強化プランの策定にあたって	1
1. 強化プラン策定の趣旨	1
2. 強化プランの位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 持続可能な開発目標(SDGs)との関連	3
第2章 札幌市の児童相談に関する現状	4
1. 札幌市児童相談所の相談状況	4
(1) 相談種別受理件数	4
(2) 児童虐待相談の経路	5
(3) 児童虐待通告件数	5
(4) 児童虐待の対応件数(種別)	7
(5) 一時保護児童数	8
2. 札幌市における児童相談体制	9
(1) 児童相談所	9
(2) 区家庭児童相談室	11
(3) 児童家庭支援センター	13
(4) 要保護児童対策地域協議会	14
3. 社会的養護の現状	16
(1) 乳児院、児童養護施設	16
(2) 里親、ファミリーホーム	17
(3) 札幌市内の社会的養護の資源状況	18
(4) 施設入所児童等に対する支援	18
第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性	19
第4章 具体的取組	22
1. 子どもの権利擁護	22
(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動	22
(2) 「権利ノート」の活用の徹底	22
(3) 子どもの意見を聞く場の設定	22
(4) 子どもへの説明や意見聴取の手法など権利擁護に関する研修の実施	22
2. 地域における相談支援体制の強化	23
(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化	23

(2) 各区における児童相談支援体制の強化.....	23
(3) 母子保健相談体制の強化.....	23
3. 専門的相談支援体制の強化.....	24
(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置.....	24
(2) 介入と支援に対応した体制の確立.....	24
(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底.....	24
(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制....	24
(5) 体系的な研修の計画と実施.....	25
(6) (仮称)第二児童相談所の整備.....	25
(7) 仮設一時保護所の設置.....	25
(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築.....	25
(9) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進.....	26
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実.....	26
(1) 里親委託と里親支援の推進.....	26
(2) 施設の小規模かつ地域分散化.....	26
(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充.....	27
(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化.....	27
(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化.....	27
(6) 社会的養護自立支援の推進.....	28
5. 関係機関との連携・支援の体制強化や制度構築.....	28
(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用.....	28
(2) 関係機関との合同研修の実施.....	28
(3) DV相談窓口との連携強化.....	29
(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方についての調査及び検討の実施.....	29

<参考資料>

1. (仮称)第二児童相談所設置方針.....	30
2. 札幌市子ども・子育て会議(児童福祉部会)での検討経過.....	37
3. 札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会 委員名簿.....	38
4. 第2次札幌市児童相談体制強化プラン(平成29年3月策定)実施概要.....	39

第1章 強化プランの策定にあたって

1. 強化プラン策定の趣旨

札幌市では、平成22年度に「札幌市児童相談体制強化プラン」（平成23年度～平成26年度）を策定し、児童相談所及び区役所の体制や機能の強化、関係機関との連携に取り組んできました。

平成29年度には、増加する児童相談に迅速かつ的確に対応するため、「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」を策定のうえ、平成29年度から平成31年度までを重点取組期間に設定して、有識者や関係機関と議論しながら新たなアセスメント¹ツール²を開発したほか、「児童虐待防止ハンドブック」や「在宅支援アセスメントシート」を作成してきました。

また、児童相談関係職員の専門性を強化するため、職員の体系的な研修を実施するとともに、児童相談所に常勤の医師を配置するなど、医学的診断体制や弁護士への法律相談体制を整備して、児童相談体制の強化を進めてきました。

さらに、児童相談所では、相談機関の適切な役割分担と連携体制の強化を目指して、児童相談システムを区家庭児童相談室³にも拡大し、児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センター⁴による情報共有会議を新たに設置するなど、関係機関と定期的な連絡会議等を行うことで連携強化を図ってきました。

このように、児童相談体制や関係機関との連携について強化に努めてきましたが、令和元年6月には児童虐待死亡事案が再び発生してしまい、これを受けた札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会による検証報告では、札幌市の行政に対するあり方そのものについて強く指摘がなされています。

令和元年のような痛ましい事案を再び繰り返さないため、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制や専門性の強化はもちろんのこと、児童虐待関連部署のみの強化や連携にとどまることのないよう、これまでの取組に加えて、さらに進めるため、本強化プランを策定します。

¹ 「アセスメント」：一般的に福祉分野において、困りごとを抱えている方を正しく知るため、その状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題を捉えて、背景や要因を分析することで解決の方向を見定める手続をいう。

² 「アセスメントツール」：アセスメントを行うために使われるチェックリスト等の手段を指す。

³ 「家庭児童相談室」：子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、児童虐待通報のほか、療育相談等の来所・電話相談を受ける部署として、札幌市内の各区保健センター等に設置されている。

⁴ 「児童家庭支援センター」：地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っている。詳細については、13ページの「(3) 児童家庭支援センター」を参照願います。

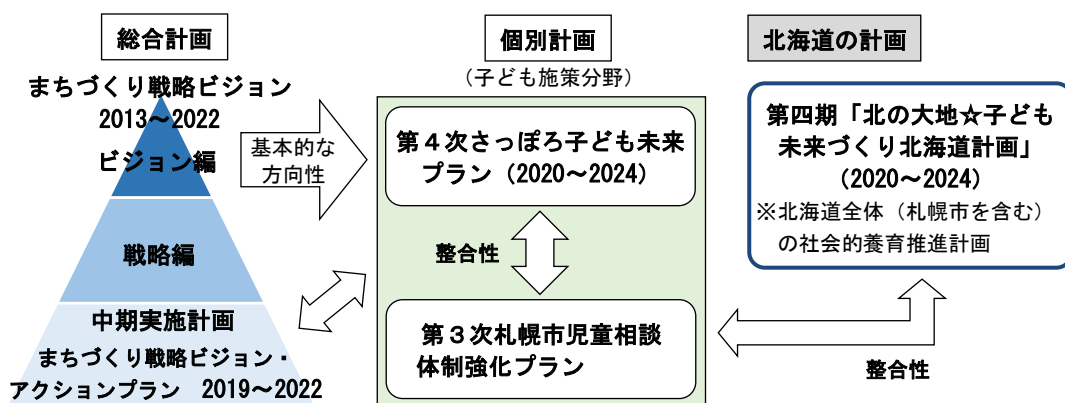
2. 強化プランの位置付け

本強化プランは、児童相談所が中心となって継続的に取り組んでいく施策の方向性を示すとともに、その方向性を実現するための具体的な取組を明らかにしたものです。

本強化プランに基づき、児童相談体制・機能の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化や連携体制の構築などの施策を全庁一体的に進めていきます。

なお、施策の展開にあたっては、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」(令和2年度～令和6年度)や、北海道における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像について記載した第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」(令和2年度～令和6年度)と密接に関連することから、これらの計画と整合性を図りながら取組を進めていきます。

また、札幌市のまちづくりの計画として最上位に位置づけられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、本強化プランは、子ども子育て分野の個別計画として位置付けられていることから、その基本的な方向に沿った計画となるよう策定します。



3. 計画期間

本強化プランの計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までとします。

また、取組内容等について、令和4年度(2022年度)に中間的な点検・評価を行います。

4. 持続可能な開発目標(SDGs⁵)との関連

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な持続可能な開発目標(SDGs)」の推進にあたっては、国や企業、自治体などの全ての主体が取り組むこととされています。

札幌市は、平成30年(2018年)6月にSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に選定され、計画の策定や各種取組に際して、SDGsの視点や趣旨を反映させることとしています。



本強化プランでは、関連する第4次さっぽろ子ども未来プランが目指す次の6つの目標との整合性を図りながら各種取組を進めていきます。



⁵ 「SDGs」：サステイナブル・デベロップメント・ゴールズの略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169の取組（ターゲット）から構成されている。

第2章 札幌市の児童相談に関する現状

1. 札幌市児童相談所の相談状況

(1) 相談種別受理件数

令和元年度に児童相談所が受理した相談件数は 8,453 件となっています。相談件数は年々増加しており、特に「児童虐待相談」は、令和元年度には 2,401 件と、平成 27 年度と比べて約 1.6 倍に増加しています。

相談種別の内訳では、「養護相談（児童虐待相談を含む）」が 54.6% (4,615 件) と半数以上を占めていて、障がい相談 29.7% (2,514 件) や、その他の相談 9.1% (767 件) の割合が高くなっています。

図表1 相談種別受理件数(推移)

種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護相談		3,346	3,451	3,701	3,922	4,615
	うち児童虐待相談	1,480	1,798	1,909	1,885	2,401
保健相談		0	0	0	1	1
障がい 相談	肢体不自由相談	216	211	252	253	285
	視聴覚障がい相談	0	1	0	0	2
	言語発達障がい等相談	641	509	309	89	42
	重症心身障がい相談	58	46	52	38	43
	知的障がい相談	1,332	1,545	1,459	1,622	1,775
	発達障がい相談	157	155	337	398	367
	小計	2,404	2,467	2,409	2,400	2,514
非行 相談	ぐ犯行為等相談	134	102	95	103	82
	触法行為等相談	34	52	50	38	38
	小計	168	154	145	141	120
育成 相談	性格行動相談	333	334	391	389	367
	不登校相談	57	65	54	49	55
	適正相談	10	4	8	3	0
	育児・しつけ相談	150	14	16	28	14
	小計	550	417	469	469	436
その他の相談		106	246	287	544	767
合計		6,574	6,735	7,011	7,477	8,453

(2) 児童虐待相談の経路

令和元年度における児童虐待相談の経路を見ると、「警察」が 1,536 件 (64.0%)、「家族 (小計)」が 271 件 (11.4%)と多くなっています。

図表2 児童虐待相談経路の件数と割合

			平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	虐待者 本人	父親	14	0.9%	1	0.1%	3	0.1%	0	0.0%	40	1.7%
		母親	146	9.9%	37	2.1%	32	1.7%	43	2.3%	142	5.9%
		その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
	虐待者 以外	父親	10	0.7%	29	1.6%	45	2.3%	42	2.2%	23	1.0%
		母親	12	0.8%	120	6.7%	123	6.4%	173	9.2%	48	2.0%
		その他	7	0.5%	16	0.9%	11	0.6%	20	1.1%	17	0.7%
親戚			51	3.5%	18	1.0%	30	1.6%	21	1.1%	27	1.1%
児童本人			15	1.0%	12	0.7%	13	0.7%	13	0.7%	18	0.7%
近隣・知人			39	2.6%	114	6.3%	91	4.8%	79	4.2%	146	6.1%
福祉事務所・児童委員等			29	2.0%	40	2.2%	31	1.6%	65	3.4%	41	1.7%
保健センター			27	1.8%	45	2.5%	44	2.3%	18	1.0%	24	1.0%
保育所・児童福祉施設等			14	0.9%	33	1.8%	26	1.4%	47	2.5%	46	1.9%
医療機関等			30	2.0%	43	2.4%	43	2.2%	44	2.3%	42	1.7%
学校等			78	5.3%	90	5.0%	105	5.5%	98	5.2%	161	6.7%
警察			998	67.4%	1,183	65.8%	1,300	68.0%	1,184	62.8%	1,536	64.0%
その他			10	0.7%	17	0.9%	16	0.8%	38	2.0%	89	3.7%
合計			1,480	100%	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。)

※ 警察の件数には、子どもの面前DV⁶による心理的虐待に関する児童通告を含みます。

(3) 児童虐待通告件数

児童虐待通告件数は、図表 3 のとおり年々増加しており、令和元年度の通告件数は 2,100 件と、平成 27 年度の約 1.5 倍にまで増加しています。

また、令和元年度の通告件数のうち、約半数の 1,014 件が虐待と認定されています。

⁶ 「DV」: Domestic Violence(ドメスティックバイオレンス)の略語であり、配偶者や交際相手からの暴力のことをいう。「暴力」は、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」等のいくつかに分類される。

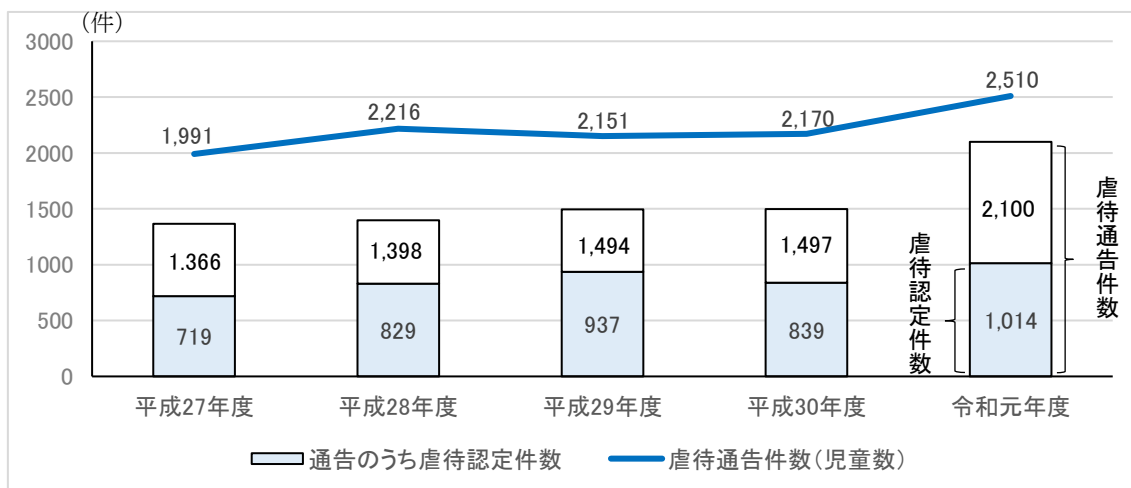
図表3 児童虐待通告件数と認定件数(推移)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
虐待通告件数(世帯数)	1,366	1,398	1,494	1,497	2,100
増減率(前年度比)	8.8%	2.3%	6.9%	0.2%	40.3%
通告のうち虐待認定件数(件)	719	829	937	839	1,014
【参考】 通告件数(児童数)	1,991	2,216	2,151	2,170	2,510

※ 児童虐待通告件数は世帯単位での通告受理件数となっており、児童虐待相談件数は児童個人単位での集計件数となっているため、通告件数と相談件数の数値は一致しません。

図表4 児童虐待通告件数(世帯数)の経路

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家族	父親	19	19	15	24	29
	母親	12	12	20	14	18
	その他	1	2	3	1	9
親戚		30	21	34	37	29
児童本人		8	8	12	9	14
近隣・知人		443	416	377	391	598
区役所・児童委員等		22	22	9	28	19
保健センター		3	3	23	1	8
保育所・児童福祉施設等		17	15	12	27	22
医療機関		37	19	19	29	28
学校等		51	51	62	79	107
警察		692	781	888	831	1,150
その他		31	29	20	26	69
合計		1,366	1,398	1,494	1,497	2,100



(4) 児童虐待の対応件数(種別)

令和元年度に対応した児童虐待相談 2,401 件の内訳は、図表 5 のとおりとなっており、「心理的虐待」が 1,339 件 (55.8%) と最も多くなっています。

また、図表 6 の被虐待時の年齢構成を見ると、「7～12 歳 (小学生)」の割合が最も高くなっています。ただし、「0～2 歳」と「3～6 歳」を合計した就学前の児童の件数は小学生よりも多く、半数近く (46.4%) となっており、虐待児童全体の中で就学前の児童が大きな割合を占めていることとなります。

図表 5 児童虐待相談の種別対応件数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
身体的虐待	184	12.4%	263	14.6%	290	15.2%	346	18.4%	508	21.1%
性的虐待	16	1.1%	18	1.0%	21	1.1%	12	0.6%	16	0.7%
ネグレクト ⁷	356	24.1%	432	24.0%	463	24.2%	518	27.5%	538	22.4%
心理的虐待	924	62.4%	1,085	60.3%	1,139	59.5%	1,009	53.5%	1,339	55.8%
合計	1,480	100%	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%
増減率(対前年度)	27.7%		21.5%		6.4%		▲1.5%		27.4%	

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。)

図表 6 被虐待時の年齢構成

(年齢)	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0～2歳	421	23.4%	405	21.2%	396	21.0%	509	21.2%
3～6歳	433	24.0%	516	27.0%	446	23.7%	605	25.2%
7～12歳	580	32.3%	611	31.9%	646	34.2%	811	33.8%
13～15歳	257	14.3%	268	14.0%	281	14.9%	346	14.4%
16～18歳	107	6.0%	113	5.9%	116	6.2%	130	5.4%
合計	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。)

※年齢は、相談対応を行った時点での満年齢となります。

⁷ 「ネグレクト」: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等、保護者としての監護を著しく怠ることをいう。

(5) 一時保護児童数

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、児童相談所では、「児童の安全を迅速に確保する」、「児童及び保護者が適切な支援を受けることができるよう、その状況を把握し、評価する」ため、児童相談所長が必要と認めるときは一時保護を行うことができるとされています。

なお、原則、一時保護所を利用しますが、児童養護施設や里親等に委託（一時保護委託）する場合があります。

一時保護児童数は、図表 7 及び図表 8 のとおり、一時保護所の保護児童数、一時保護委託の児童数ともに増加傾向にあり、令和元年度に札幌市の一時保護所を退所した児童数は、実人員で 458 人（前年度比 95 人増）、延人員で 16,356 人となっています。

札幌市では、平成 28 年 4 月から定員数を 36 人から 50 人に拡充していますが、令和元年度には一時保護委託児童数を含めた一時保護児童数が 100 人を超えた日も発生しています。

図表 7 一時保護所における一時保護児童数の推移(年度中に退所した児童)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人員	305 人	361 人	382 人	363 人	458 人
延人員	9,887 人	13,075 人	13,412 人	14,180 人	16,356 人
一日平均 在所児童数	27.1 人	35.8 人	36.7 人	38.8 人	44.7 人
一人平均 在所日数	32.4 日	36.2 日	35.1 日	39.1 日	35.7 日

図表 8 一時保護委託児童数の推移(年度中に解除した児童)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人員	304 人	207 人	238 人	346 人	513 人
延人員	8,317 人	8,820 人	8,284 人	7,489 人	11,717 人
一日平均 委託児童数	22.8 人	24.1 人	22.7 人	20.5 人	32.0 人
一人平均 委託日数	27.4 日	42.6 日	34.8 日	21.6 日	22.8 日

※ 平成 30 年度から、警察署からの身柄付通告を警察署への一時保護委託として実人員に計上することになったことから、実人員及び一人平均委託日数が平成 29 年度以前に比べて大きく変動しています。

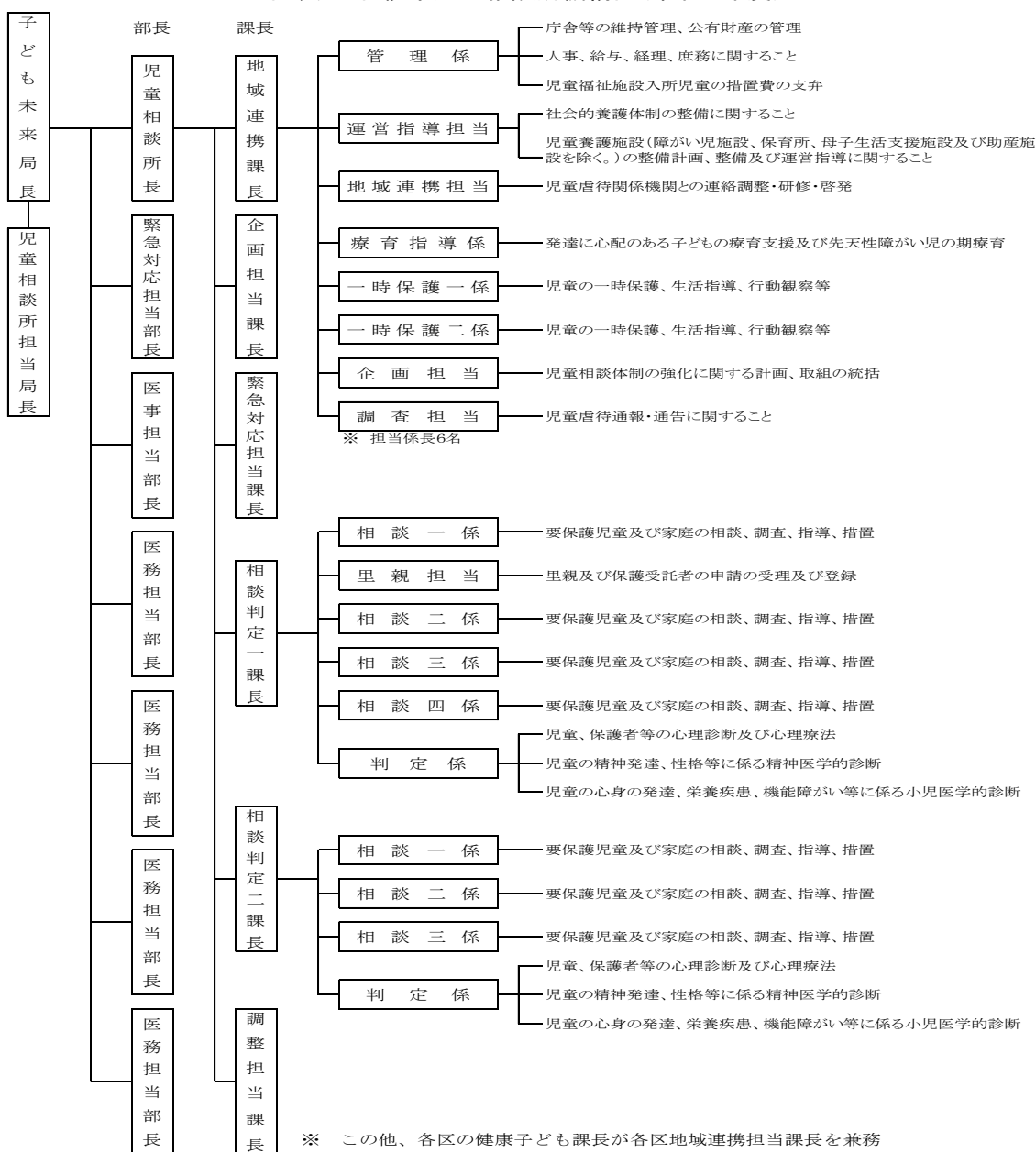
2. 札幌市における児童相談体制

(1) 児童相談所

札幌市児童相談所は、図表9のとおり6つの課で構成し、児童に関する相談対応や支援業務を行っています。

令和2年4月からは、緊急対応担当の職員を増員するなど、休日や夜間に受理した通告にも迅速に対応できる体制を整備して、48時間以内の児童の安全確認の徹底に努めています。

図表9 札幌市児童相談所機構図(令和2年度)



他の政令指定都市の状況は、図表 10 のとおりです。

現在、大阪市では、下表のほか、3 か所目の児童相談所の開設に向けた整備を行っているところです。

図表 10 政令指定都市の状況

	児童 相談所 設置数	児童福 祉司 ⁸ 数(人)	養護相談		人口	
			(件)	うち虐待相談	(人)	うち15歳未満
札幌市	1	39	3,922	1,885	1,955,457	221,028
仙台市	1	27	2,254	928	1,062,585	133,675
さいたま市	1	49	3,351	2,937	1,302,256	171,968
千葉市	1	29	2,162	1,510	970,049	118,730
横浜市	4	132	7,985	6,724	3,745,796	461,672
川崎市	3	62	3,208	3,063	1,500,460	194,345
相模原市	1	30	1,567	1,518	718,367	87,139
新潟市	1	22	1,942	974	792,868	95,778
静岡市	1	21	1,035	465	702,395	82,346
浜松市	1	26	648	514	804,780	106,283
名古屋市	3	106	5,573	3,508	2,294,362	287,674
京都市	2	58	3,353	2,978	1,412,570	162,040
大阪市	2	111	9,784	6,316	2,714,484	303,270
堺市	1	41	2,581	2,175	837,773	108,610
神戸市	1	40	2,343	1,868	1,538,025	188,133
岡山市	1	23	1,038	431	709,241	95,976
広島市	1	30	2,938	1,755	1,196,138	164,719
北九州市	1	25	2,526	1,455	955,935	119,055
福岡市	1	39	2,567	1,908	1,540,923	209,170
熊本市	1	31	1,034	675	734,105	103,194

※1 児童相談設置数所及び児童福祉司数は、令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（令和元年8月1日開催）資料から引用

※2 相談件数は平成30年度の実績、人口は平成31年1月1日住民基本台帳から引用

⁸ 「児童福祉司」：児童福祉法第13条の規定に基づいて児童相談所に配置される職員のこと、児童の保護や児童の福祉に関する事項について保護者などからの相談に応じ、必要な調査や社会的診断に基づき、指導や助言を行う。

(2) 区家庭児童相談室

各区役所では、18歳未満の子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、家庭児童相談室を設置しています。

家庭児童相談室では、区内の関係部所や保育所、小・中学校等の関係機関と連携しながら、子どもの養育をはじめ、心身の発達、親子・家族関係に関する相談や、いじめ、不登校などの教育相談などにも対応しています。

相談については、来所相談、家庭訪問のほか、電話での対応も行っており、令和元年度においては、「養護相談（虐待相談を含む）」が2,756件と最も多く、家庭児童相談室で受ける相談の約8割となっています。

図表 11 家庭児童相談室への相談件数

上段：小計、下段：内数（単位：件）

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護相談	2,016	1,950	2,260	2,548	2,756
虐待相談	160	232	179	231	276
保健相談	9	7	7	11	10
障がい相談	47	77	85	94	77
肢体不自由	2	2	3	0	3
視聴覚障がい	1	0	0	0	0
言語発達障がい等	4	4	4	4	2
重症心身障がい	0	0	0	0	1
知的障がい	13	2	6	7	2
発達障がい	27	69	72	83	69
非行相談	13	14	8	5	10
ぐ犯行為等	12	10	8	4	9
触法行為等	1	4	0	1	1
育成相談	504	454	430	451	396
性格行動	165	179	158	166	125
不登校	292	236	230	245	234
適性	15	11	12	11	10
育児・しつけ	32	28	30	29	27
その他の相談	197	84	58	175	217
合計	2,786	2,586	2,848	3,284	3,466

図表 12 各区の相談種別件数(令和元年度)

(単位:件)

種別	区											合計
	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区		
養護相談	333	263	435	445	215	219	206	141	368	131	2,756	
虐待相談	61	7	32	33	69	10	23	13	23	5	276	
保健相談	1	1	1	3	2	1	—	—	1	—	10	
障がい相談	肢体不自由	—	—	—	—	2	—	—	—	—	1	3
	視聴覚障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	言語発達障がい等	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	2
	重症心身障害	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
	知的障がい	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	2
	発達障がい	19	6	1	6	18	9	3	—	6	1	69
非行相談	ぐ犯行為等	2	—	1	3	2	—	—	—	—	1	9
	触法行為等	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
育成相談	性格行動	14	11	6	20	22	18	1	3	9	21	125
	不登校	18	21	35	47	50	19	23	—	15	6	234
	適性	4	2	—	1	2	1	—	—	—	—	10
	育児・しつけ	4	2	2	4	13	—	—	—	2	—	27
その他の相談	66	32	23	28	12	17	8	15	1	15	217	
合計	461	338	505	558	339	285	241	159	404	176	3,466	

《お住いの区家庭児童相談室》

- ・中央区家庭児童相談室（中央保健センター内） 電話：011-511-7226
- ・北区家庭児童相談室（北保健センター内） 電話：011-757-1182
- ・東区家庭児童相談室（東保健センター内） 電話：011-711-3212
- ・白石区家庭児童相談室（白石区複合庁舎内） 電話：011-862-1881
- ・厚別区家庭児童相談室（厚別保健センター内） 電話：011-895-2497
- ・豊平区家庭児童相談室（豊平区役所内） 電話：011-822-2423
- ・清田区家庭児童相談室（清田保健センター内） 電話：011-889-2049
- ・南区家庭児童相談室（南保健センター内） 電話：011-581-5211
- ・西区家庭児童相談室（西保健センター内） 電話：011-621-4241
- ・手稲区家庭児童相談室（手稲保健センター内） 電話：011-688-8596

(3) 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターとは、地域における子ども、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、児童福祉法に基づき設置された福祉施設です。子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待や非行、子育て不安といった様々な児童相談に応じており、児童、家庭、地域住民だけでなく、里親やファミリーホームにも助言等を行っています。

また、より身近な地域の中で、子どもの権利侵害に関する問題に素早く対応できることから、児童相談所からの委託により、夜間・休日の児童虐待通告等への初期調査業務も行うなど、児童虐待防止に重要な役割を果たしています。現在、札幌市内には以下の4か所があります。

図表 13 児童家庭支援センターへの相談件数(令和元年度)

(単位:件)

種別 相談援助 形態	養護相談			保健相談	心身障がい相談	非行相談	育成相談					子どもの対人関係相談	DV相談	その他の相談	合計
	虐待相談	その他	小計				性格行動相談	不登校相談	適性相談	養育相談	小計				
電話相談	509	2,310	2,819	67	104	1	170	189	52	534	945	56	8	150	4,150
来所相談	241	423	664	7	143	0	194	217	3	137	551	7	0	8	1,380
訪問相談	236	146	382	10	5	0	103	19	24	35	181	4	0	7	589
心理療法等	78	35	113	5	42	0	311	67	6	42	426	1	0	5	592
メール相談	117	51	168	6	3	0	15	14	5	18	52	4	4	3	240
手紙相談	5	1	6	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	8
合計	1,186	2,966	4,152	95	297	1	795	506	90	766	2,157	72	12	173	6,959

※ 4センターの合計値となっています。

《児童家庭支援センター》

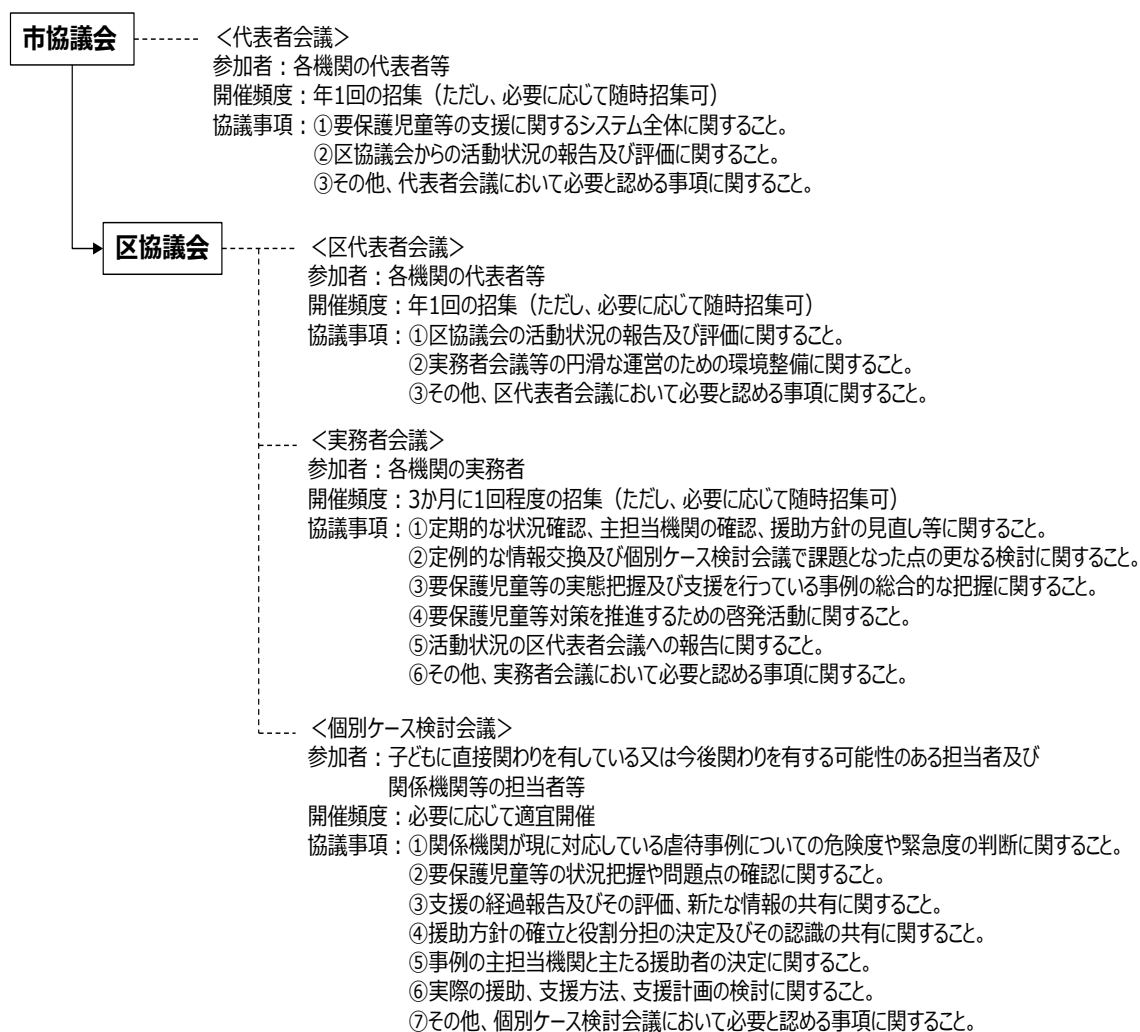
- ・興正こども家庭支援センター（北区、興正学園内） 電話：011-765-1000
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区、羊ヶ丘養護園内） 電話：011-854-2415
- ・札幌南こども家庭支援センター（南区、札幌育児園内） 電話：011-591-2200
- ・札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区、札幌乳児院内） 電話：011-879-6264

(4) 要保護児童対策地域協議会⁹

札幌市では、虐待を受けている子どもをはじめ、児童福祉法に規定する要保護・要支援児童とその保護者又は特定妊婦¹⁰の早期発見や適切な保護及び支援を図るため、札幌市要保護児童対策地域協議会を設置しています。

また、各区に協議会の分会として区要保護児童対策地域協議会を設置して、区代表者会議、実務者会議¹¹、個別ケース検討会議¹²を開催し、虐待やハイリスク事例の対応・支援のため、関係機関との情報共有等を行っています。

図表 14 札幌市要保護児童対策地域協議会体制図



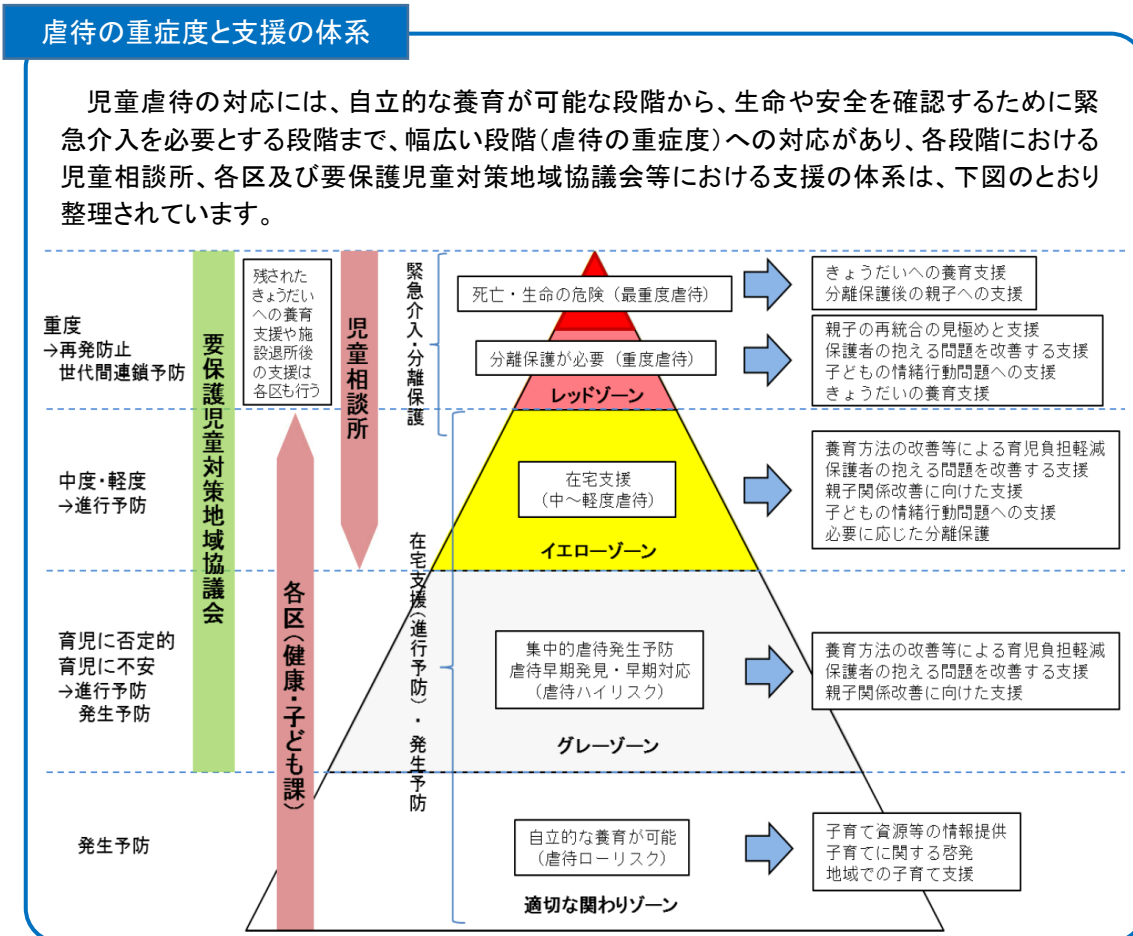
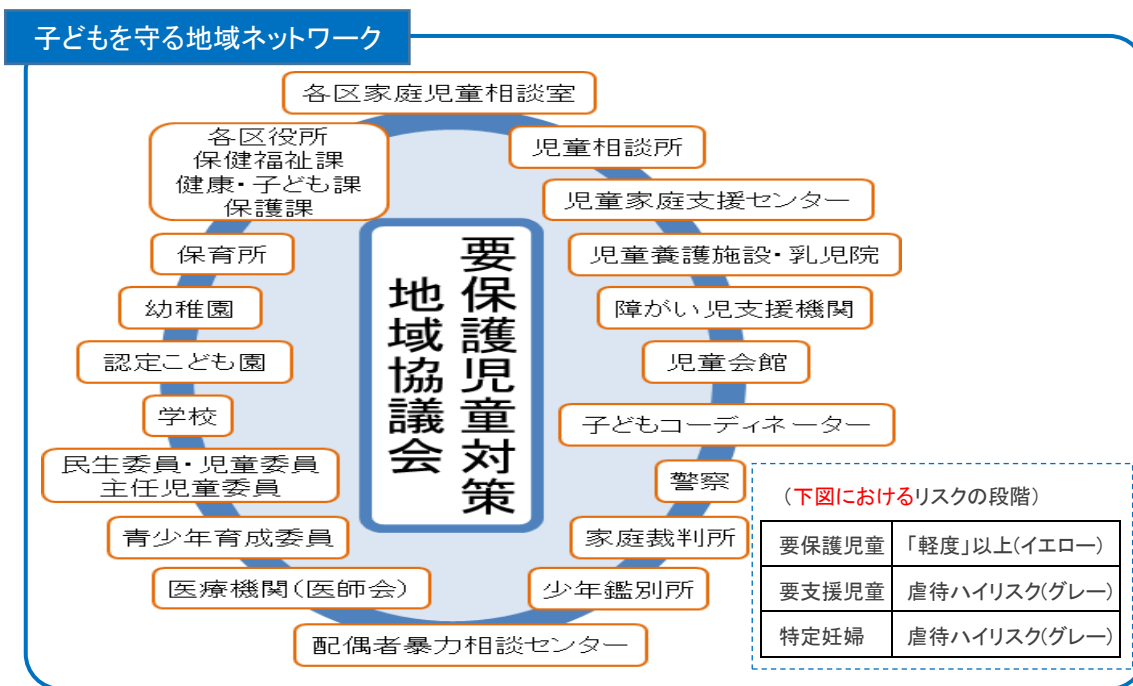
⁹ 「要保護児童対策地域協議会」：支援が必要な子どもや保護者について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行うネットワークのことで、児童福祉法第25条の2に基づき設置されている。

¹⁰ 「特定妊婦」：出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

¹¹ 「実務者会議」：支援対象の児童や保護者等の情報交換・共有、進行管理などを目的に開催する会議。

¹² 「個別ケース検討会議」：支援対象児童等に直接関わりのある関係者が集まり、個々のケースについて具体的な支援方針等を検討するための会議。

図表 15 要保護児童対策地域協議会(イメージ図)



3. 社会的養護¹³の現状

(1) 乳児院、児童養護施設

札幌市内には、社会的養護の施設として乳児院¹⁴が1か所、児童養護施設が5か所あり、令和2年3月1日時点の入所措置児童数は330人となっています。

札幌市のほか、北海道内には、乳児院が1か所、児童養護施設が18か所あり、これらの市外施設への入所児童数は216人となっています。

図表 16 施設への入所措置状況(令和2年3月1日時点)

施設名	札幌市内							札幌市外			合計
	乳児院	児童養護施設					小計	乳児院	児童養護施設	小計	
	札幌乳児院	札幌育児園	興正学園	羊ヶ丘養護園	柏葉荘	札幌南藻園					
定員数	40	53	69	51	100	48	361	20	1,070	1,090	1,451
札幌市措置児童数	31	47	60	48	99	45	330	0	216	216	546

図表 17 施設への入所措置状況(令和2年3月1日時点)

施設名	所在地	措置児童数	施設名	所在地	措置児童数
旭川育児院	旭川市	3	函館国の子寮	函館市	2
岩内厚生園	岩内町	10	光が丘学園	岩見沢市	16
歌棄洗心学園	寿都町	16	美深育成園	美深町	5
釧路まりも学園	釧路市	0	富良野国の子寮	富良野市	5
くるみ学園	函館市	3	北海愛星学園	蘭越町	10
黒松内つくし学園	黒松内町	40	北海暁星学院	浦河町	5
櫻ヶ丘学園	仁木町	46	北光学園	遠軽町	0
天使の園	北広島市	19	北光社ふくじゅ園	北広島市	27
十勝学園	帯広市	2	わかすぎ学園	室蘭市	7
合計					216

¹³ 「社会的養護」：保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

¹⁴ 「乳児院」：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて養育し、退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。なお、「乳児」とは、満1歳に満たない者をいう。

(2) 里親、ファミリーホーム

里親制度とは、様々な事情によって、家庭で暮らすことが困難となった子どもを、登録を受けた里親が自宅で養育し、子どもの健全な育成を図る制度のことで、札幌市の里親登録数は、262組（令和元年度末時点）で、そのうち里親委託世帯数は119組、里親世帯とファミリーホーム¹⁵への委託児童数は224人となっており、措置児童に占める里親等委託率は30.4%となっています。

図表 18 里親・委託児童の推移(各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録里親世帯数（組）	247	247	236	246	262
養育里親（専門里親を除く）	173	166	178	185	193
養育里親（専門里親兼務）	22	25	29	27	26
養子縁組里親	46	50	17	21	32
親族里親	6	6	12	13	11
里親委託世帯数（組）	89(※)	92(※)	106(※)	118(※)	119(※)
札幌児相からの里親委託	86	90	103	113	115
他の児相からの里親委託	4	3	4	7	6
委託児童数（人）	124	129	152	160	168
市内の里親への委託	114	117	139	146	154
市外の里親への委託	10	12	13	14	14
ファミリーホーム委託（人）	54	51	56	50	56
市内の事業所への委託	51	45	53	47	53
市外の事業所への委託	3	6	3	3	3

※ 里親委託世帯数については、札幌市児童相談所と他の自治体の児童相談所で同一の里親に委託している事例があるため、合計値は一致しません。

図表 19 年齢別里親等委託率(令和元年度末時点)

	里親委託	ファミリーホーム委託	施設入所	里親等委託率
3歳未満	21	2	37	38.3%
3歳以上就学前(6歳)	41	10	70	42.1%
学齢期(7歳)以降	106	44	405	27.0%
合計	168	56	512	30.4%

¹⁵「ファミリーホーム」：厚生労働省が定めた第二種社会福祉事業「小規模住居型児童養育事業」のこと。里親や児童養護施設職員などの経験を有する者が養育者となり、自らの家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」の一つ。ホームの児童定員は5～6名であり、自らの家庭に迎え入れて養育を行うもので、里親家庭が大きくなったものと位置付けられる。

(3) 札幌市内の社会的養護の資源状況

札幌市内の社会的養護の資源状況は、図表 20 のとおりとなっています。

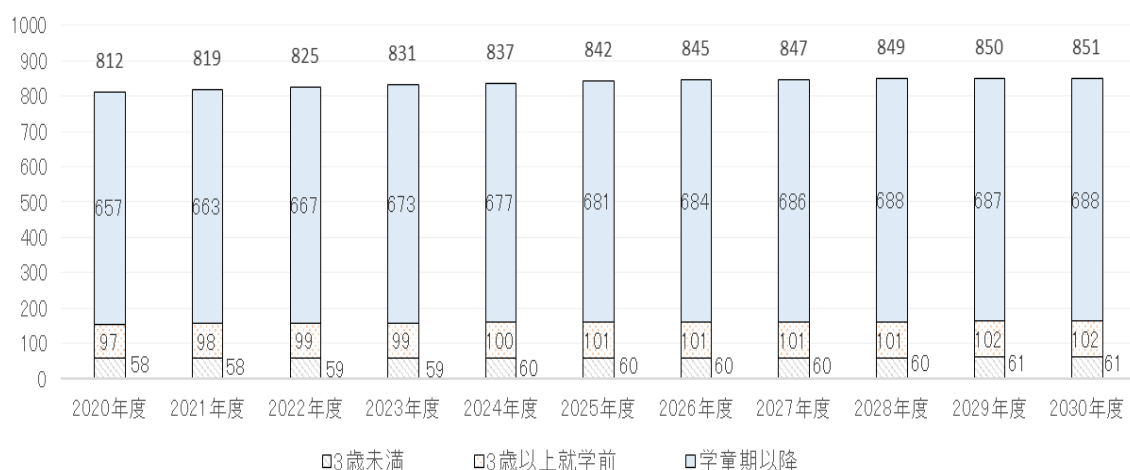
一方、要保護児童数の推計は図表 21 のとおりとなっており、需要（要保護児童数）が、供給（社会的養護の資源）を上回っている状況にあります。

図表 20 札幌市内の社会的養護の資源状況(令和元年度末時点)

	里親世帯数	ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設	グループホーム ¹⁶	児童措置枠受け皿(※)
箇所数	262	11	1	5	8	689
定員数		66	40	273	48	

※ 児童措置枠（受け皿）＝里親世帯数＋ファミリーホーム定員数＋乳児院定員数＋児童養護施設定員数＋グループホーム定員数

図表 21 要保護児童数の推計



※ 児童養護施設等への入所措置児童数（札幌市）、児童人口（国勢調査から推計）や福祉行政報告例（厚生労働省）等のデータを用いて、札幌市児童相談所において算出。

(4) 施設入所児童等に対する支援

札幌市では、施設入所児童や里親委託児童の就学、就労等を支援するため、就労支援コーディネーター¹⁷派遣や、学習等支援のためのスタディメイト¹⁸の派遣、大学進学等奨励給付金¹⁹の支援などを行っています。

¹⁶ 「グループホーム」：地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア施設のことで、各ホームの定員は6～8名とされている。

¹⁷ 「就労支援コーディネーター」：児童養護施設の退所者等の就労に関する支援を行うため、札幌市から委託を受けた民間事業者のコーディネーターのこと。

¹⁸ 「スタディメイト」：児童福祉施設に入所した子どもの学習等の支援を行う学生や地域住民などの有償ボランティアのこと。

¹⁹ 「大学進学等奨励給付金」：児童養護施設入所措置児童等が、大学等に入学するにあたり措置解除となる場合に、進学のために必要な経費や生活費などとして措置費を支給するもの。（1年間・月5万円）

第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性

子どもの権利侵害、特に児童虐待については、予防、早期発見、発生時の初期対応から虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、児童虐待に関する専門機関である児童相談所が中心となって迅速かつ適切に対応する必要があります。

また、児童相談所が有する児童福祉司、児童心理司²⁰、医師などの人的資源を活用して、各区の相談支援体制を強化することが求められています。

さらに、地域や関係機関と連携を強化して支援にあたる中で、妊娠・出産から子育てに至るまでの切れ目のない包括的な支援体制のほか、現制度の枠組みでは支援しきれていない思春期・若年期の女性などへの支援の在り方も検討する必要があります。

そのため、第2章までの「札幌市の児童相談に関する現状」に加え、令和元年6月に発生した児童虐待死亡事案に対する「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」による検証報告書（以下「検証報告書」という。）の提言などを踏まえ、以下のとおり札幌市の児童相談体制に関する課題を整理し、これらの課題を解決するための5つの方向性を決めました。

【検証報告書での課題を踏まえた提言】

- (1) 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
- (2) 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
- (3) アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
- (4) 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
- (5) 専門的力量的職員を育成する体制の構築
- (6) 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
- (7) 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

²⁰ 「児童心理司」：児童福祉法第12条の3第7項に基づいて児童相談所に配置される職員のこと、児童相談所において心理学の専門的学識に基づく心理判定業務を行う。

【方向性1】子どもの権利擁護

全ての子どもは適切に養育され、その生活及び心身の健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有するという子どもの権利条約²¹の精神が、児童福祉法の改正により、理念規定として明記されました。

札幌市では、子どもの最善の利益を実現するための権利条例（通称：子どもの権利条例）を平成21年4月1日から施行し、市民と市が一体となって子どもの権利を大切にするという条例の理念を体現するための取組を行ってきました。

重大な子どもの権利侵害である児童虐待を、1件でも多く減らすため、体罰によらない子育ての周知啓発や地域において児童虐待問題への関心と理解を高める活動を行うなど、児童虐待の発生予防に取り組んでいきます。

また、実際に権利を保障するため、当事者である子どもの意見や意思を尊重し、子どもがその意見等を表明しやすい環境や、権利の侵害があったと感じたときに相談できる環境を整えていきます。

【方向性2】地域における相談支援体制の強化

支援や見守りが必要な子どもや家庭が、住み慣れた地域で暮らしながら、子どもの安全や安心を確保するためには、ソーシャルワーク機能を備えた身近な地域の相談機関において、継続的に支援等が受けられる体制が重要となります。

より効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援を行うことができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センター²²と子ども家庭総合支援拠点²³が、家庭児童相談室と一体的に支援を行うことができる連携体制を構築していきます。

また、包括的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会の機能を活用して、各相談機関の機能や連携を強化していきます。

【方向性3】専門的相談支援体制の強化

児童虐待相談対応件数は全国的にも増加傾向にあり、国においては、児童福祉法の改正や児童虐待防止対策体制総合強化プランの策定などを行い、増加する

²¹ 「子どもの権利条約」：正式名称「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、日本は1994年に批准。

²² 「子育て世代包括支援センター」：妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、関係機関との連携による切れ目のない支援を行う機関。

²³ 「子ども家庭総合支援拠点」：子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応、必要な調査、訪問等による継続的な支援業務までを行う機能を持った機関。

児童虐待事案に対応しているところです。

法改正等に合わせ、札幌市では、児童福祉司等の児童相談所職員を計画的に配置し、体制強化を図るとともに、児童相談所職員の専門性確保・向上を図るための育成や体制のあり方、体系的な研修の検討を進めております。

また、190万人以上の人口と広い市域を有する札幌市において、増加する虐待通告や相談に迅速かつ的確に対応するためには、児童相談所を現在の1所体制から2所体制に強化することが効果的と考えられ、(仮称)第二児童相談所の開設に向けた整備を進めます。

【方向性4】 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

札幌市においても、18歳未満の子どもの人口は減少する局面となっています。

一方で、社会的養護を必要とする子どもの数は、当面の間、増加傾向で推移し、施設や里親などで養育されている子どもが、親子関係再構築に向けた家庭復帰支援を受けることが増えると予想されます。

このため、札幌市内において社会的養護を必要とする子どもの受け入れ体制を整備することが重要となってくることから、里親委託の推進に向けた取組を進めるとともに、乳児院や児童養護施設等については、施設として培った専門性を活用した機能強化を図ることにより、社会的養護を受ける子どもが社会で自立していけるように支援していきます。

【方向性5】 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

児童虐待事案の背景として、子ども、保護者あるいは家庭が複合的な困難や課題を抱えていることは少なくありません。

一方で、個別の機関においては、その機関が担当する分野の困難や課題にのみ対応していることも多く、効果的な支援を行うためには、要対協が中心となり、関係機関が連携して包括的に対応することが必要です。

支援を必要とする方が抱える様々な困難や課題の解決に向けて、これまで取り組んできた各関係機関との連携を推進し、認可外を含めた保育施設や学校、医療機関、障がい福祉サービス事業者、DV相談担当部署などとの連携強化を図るとともに、既存の制度のみでは十分に支援できていない思春期・若年期の女性などへの支援のあり方について検討を進めます。

第4章 具体的取組

1. 子どもの権利擁護

(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動

毎年11月の児童虐待防止推進月間における各種普及啓発活動（講演会の実施、学校や保育所等を通じた相談機関の周知など）のほか、虐待が疑われる子どもを発見したときに迅速かつ適切な対応を行い、児童虐待発生予防に向け、オレンジボン地域協力員養成の研修会や出前講座等を引き続き行い、児童虐待防止に向けた機運を高めていきます。

(2) 「権利ノート」の活用の徹底

社会的養護を受け、子どもが施設や里親等のところで生活するにあたって、自身にどのような権利があるか、どのように守られているかをしっかりと理解することは極めて重要です。

このため、施設入所や里親等委託の前に、子ども自身の権利について「権利ノート」を活用した説明を徹底し、子どもの理解の促進を図っていきます。

また、年齢など子どもの状況に応じたより良い説明のあり方について検討し、実施します。

(3) 子どもの意見を聞く場の設定

社会的養護の下で育つ子どもたちの養育環境をより良いものとするため、社会的養護を経験した方から、一時保護所や施設等での生活の中で感じたことや、自立に向けて必要な支援等についてヒアリングを実施します。

また、子どもの意見表明権を保障するため、国の方針等を踏まえながら、札幌市子ども・子育て会議処遇部会を活用して子どもの意見を聴取・審議するなど、子どもの意見を聞く場の設定とその周知に努めます。

(4) 子どもへの説明や意見聴取の手法など権利擁護に関する研修の実施

子どもの権利擁護に取り組むにあたって、子どもの支援にあたる職員が、子どもが正しく理解するための説明を適切に行うことや、意見を表明できるように援助することは不可欠です。

子どもにとって最善の利益につながるよう、説明や意見聴取の手法など権利擁護に関する研修等を実施し、職員の専門性を強化していきます。

2. 地域における相談支援体制の強化

(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）をより効果的に機能させるためには、子どもや家庭の状況変化に関する情報を確実に集約のうえ、定期的なきめ細かく支援の枠組みを検討し、切れ目のない支援をより適切に行っていく必要があります。

そこで、要対協の事務局機能を担う各区家庭児童相談室の体制を強化し、情報収集機能を高め、適切なリスク分析を行い、支援のための機動力を高めていきます。

あわせて、これまで以上に個別ケース検討会議の開催回数を増やし、家庭の状況変化に応じた支援を確実に行っていくことができるよう、児童相談所や各区から関係機関へ強く働きかけて支援に対する意識を喚起し、実践を積み重ね、要対協の機能を高めていきます。

(2) 各区における児童相談支援体制の強化

乳幼児健診などの母子保健事業や子育て支援等を担い、家庭児童相談室が設置されている各区保健センターに、子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の機能を位置付けて相談支援体制を強化します。

支援拠点として担う業務のうち、要対協の対象となる家庭の支援にあたっては、児童相談所の専門職員から助言等を行うなど、連携・協働体制をより強固にし、各区の相談支援力を高めることができるように体制を整備します。

(3) 母子保健相談体制の強化

各区保健センターに母子保健相談員を配置し、母子健康手帳の交付時における相談体制の強化を図ったことで、妊婦と顔の見える関係の構築を進めております。

妊娠期から出産・育児までの各段階に対応できる一貫した切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの機能と支援拠点の機能を一体的に機能させることにより、支援を必要とする子どもとその保護者、妊産婦への支援の充実を図っていきます。

また、困難な状況を抱える母子への支援の充実のため、アウトリーチによる支援を展開できる心理相談員の体制を強化し、関係機関と連携を図っていきます。

3. 専門的相談支援体制の強化

(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置

児童相談所に、児童福祉法及び政令で定められている配置基準を満たす児童福祉司(令和4年度まで)、児童心理司(令和6年度まで)を増員し、以降も安定的に有資格者を確保できるよう、計画的な人事配置を行います。

また、医師、保健師の配置を引き続き実施し、弁護士の常時配置についても配置手法を検討し、実施していきます。

(2) 介入と支援に対応した体制の確立

児童虐待事案への迅速かつ専門的な対応を図るため、初期調査等を含め介入にあたる職員とその後の支援にあたる職員は別部門とし、また、休日・夜間も円滑に調査が実施できるよう、介入にあたる職員は令和2年度からシフト勤務体制を導入、夜間について会計年度任用職員を配置しました。今後も虐待通告の増加に対応した体制整備を行い、いわゆる「48時間ルール²⁴」を徹底します。

また、連携して対応を行うことの多い警察と、より一層情報やリスク判断を共有できるよう運用を徹底し、連携を深めます。

さらに、児童相談所に配置されている教員や警察派遣職員等の専門職員がその専門性を活かし、事案に応じた助言や援助ができる体制を構築します。

(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底

在宅支援アセスメントシートは、児童相談所や各区家庭児童相談室が支援を行っているケースにおいて使用し、家庭状況を客観的に把握するほか、関係機関が共通認識をもって連携・協働による支援を行うための重要なものです。

特に、要対協の支援ケースについては、個別ケース検討会議におけるアセスメントシートの活用はもちろんのこと、支援状況の進行管理をより徹底して行うことにより、リスクの変化に合わせた対応を図っていきます。

(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制

児童相談所の2所体制化や、配置基準変更に対応した専門職員の増員には、専門的な力量を持つ職員の配置が不可欠であり、有資格者を採用するなどの方策、増員した新任職員の育成方法の確立、育成を担当する中堅職員の配置が必要となることから、体系的な体制を検討し、確保と育成に努めます。

また、児童相談所と区家庭児童相談室などの相談支援部門との人事異動に

²⁴ 「48時間ルール」：虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国的なルールのこと。

より職務経験を重ねるなど、キャリア形成による専門性の蓄積といった方策についても、実施に向けて検討を進めます。

(5) 体系的な研修の計画と実施

専門職員の育成にあたっては、体系的な研修が重要であり、子どもや家庭へ適切な支援を行うためには、継続的に知識や技術を習得する必要があります。

児童福祉司等の児童相談所職員の育成・研修体制の確立に向け、職位や業務内容、経験年数等に応じた研修の体系化を図るなど、体制の整備を進めます。

また、児童相談所職員研修の計画や内容について、外部専門家による評価や確認を受けるなど、研修がより実効的なものとなるような仕組みについて検討を進め、実施していきます。

(6) (仮称)第二児童相談所の整備

現在の児童相談所が開設してから、30年近くが経過し、児童虐待相談等の大幅な増加や児童福祉司など関係職員の増員により、相談室や会議室などの子どもの支援のために必要な部屋が不足、事務室も狭隘化し、業務上の支障が生じています。

一時保護需要の高まりを受け、一時保護定員を拡充するにも、現建物では増築等による対応が困難となっています。

また、今後の各区との連携の強化や、広い市域を効率的にカバーするため、アクセス性を向上させることが必要となっております。

これらの課題を解決するため、市域の東部を担当する(仮称)第二児童相談所の整備を進めます。

※設置検討の詳細については、参考資料「1. (仮称)第二児童相談所設置方針(30ページ)」を参照願います。

(7) 仮設一時保護所の設置

児童虐待に関する相談や通告が増加傾向にある中で、虐待の疑いの子どもについては、関係機関と連携して速やかに安全を確保し、一時保護等の対応を行う必要があります。

現状では、一時保護が必要な子どもが増加し続けており、一時保護の受け皿確保が喫緊の課題であるため、(仮称)第二児童相談所開設までの措置として、臨時的に一時保護所を開設して定員を拡充します。

(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築

今後、各区が子ども家庭総合支援拠点の機能を備え、要対協を中心とした在宅支援の強化を図るため、児童相談所が専門機関として、各区へ助言・支援を

行う体制を整備します。

この体制整備を通じて、区要对協の事務局である家庭児童相談室と児童相談所との連携強化を進めます。

また、業務で使用している母子保健情報システム、児童相談システム、家庭児童相談システムを連携させることで、関係者間の情報共有の円滑化・迅速化を進め、データ活用によるリスクスコアリングも行い、児童虐待の防止を目指します。

(9) 児童相談所(一時保護所を含む)の自己点検の実施、外部評価の検討推進

一時保護所を含めた児童相談所の業務について、項目を定め、自己評価により点検を行います。

また、今後の国のガイドライン策定を踏まえ、外部評価による児童相談所業務の質の評価について検討を行います。

4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

(1) 里親委託と里親支援の推進

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律で示された家庭養育優先の原則を実現するため、要保護児童のニーズに応じた里親登録者の確保、乳幼児を養育できる里親の確保等や、安定かつ継続可能な里親養育の支援体制を構築する必要があります。

これまでの全般的な里親制度の広報に加え、里親登録者の少ない地域や養育里親等に対象を絞った戦略的なリクルートなど、里親登録者数の増加に向けた取組を強化します。

また、新たにフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)²⁵を複数設置し、既存の里親支援機関との緊密な連携のもと、効果的な取組の実施体制や、里親支援を担う各機関の長所が活かされる里親支援ネットワークを構築します。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化

家庭養育優先の原則を踏まえ、施設に入所する子どもの養育環境をより家庭的な環境とするため、施設の小規模グループケア化や、地域小規模児童養護施設等の設置を推進します。

²⁵ 「フォスタリング業務」：里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援のこと。

「フォスタリング機関」：一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関。

あわせて、施設の小規模かつ地域分散化を推進する過程において社会的養護が必要な子どもの行き場がなくなることをないよう、十分な受け皿の確保に努めます。

(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充

今後、児童養護施設や乳児院などの施設は、家庭での養育が困難な子どもやこれまでの経緯の中で家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対し、専門性の高い養育を行う体制を一層整えていく必要があります。

このため、施設機能を強化し、養育の専門性の充実を図るため、心理療法担当職員等の配置の促進を行うとともに、研修などにより施設職員の人材育成に努めます。

また、今後も一時保護が必要な子どもが増加することが見込まれ、一時保護が必要な子どもを確実に受入れるとともに、多様な一時保護の場を確保していくことが必要です。

このため、施設において一時保護が必要な子どもを受入れ、適切な支援を行うことができるよう、体制の整備を進めます。

(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化

児童相談所や各区家庭児童相談室から児童家庭支援センターへ施設退所児童や施設のショートステイ²⁶を頻繁に利用する世帯等の相談援助を指導委託²⁷することで、よりニーズに合った援助が可能となることがあります。

引き続き、児童家庭支援センター未設置の児童養護施設に対して設置支援を行うとともに、相談機関の適切な役割分担や連携強化を図り、児童家庭支援センター等による指導が適切と考えられるケースの指導委託を推進します。

(5) 母子生活支援施設²⁸の活用に向けた連携強化

社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合が含まれ、分離していない場合の社会的養護を担う児童福祉施設として、母子生活支援施設があります。

個々の子どもの状況に応じた社会的養護を行うため、母子家庭の母と子が支援を受けながら親子単位で生活できる母子生活支援施設を効果的に活用できるように、関係機関の連携強化を図ります。

²⁶ 「ショートステイ」：保護者の疾病等により短期間子どもの養育ができない場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを一時的に預かること。

²⁷ 「指導委託」：児童福祉法第 26 第 2 項に基づく要保護児童やその保護者に対する指導等を、児童相談所が児童家庭支援センター等に委託すること。

²⁸ 「母子生活支援施設」：困難な状況にある母子家庭の母と子に生活の場を提供し、自立促進のための生活支援などを行う施設。

(6) 社会的養護自立支援の推進

社会的養護の下で生活していた子どもが安心して自立するためには、施設入所措置中や里親等委託中の支援はもちろんのこと、年齢到達などで、それらを解除された後も安定した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じた継続的な支援を行うことが重要です。

札幌市では、平成 29 年度から札幌市社会的養護自立支援事業を実施し、国が定める実施要綱に基づき、①支援コーディネーターによる継続支援計画の策定、②居住に関する支援（措置・委託解除後の安定的な住まいの確保に係る費用の支給）、③生活費の支給（里親宅や施設等に居住する場合に係る生活費の支給）、④学習費等の支給（資格取得費や就職支度費等の支給）、⑤生活相談の実施、⑥就労相談の実施、を行っています。

今後も、対象となる子どもの自立を支援するため、本人の意向を踏まえ、児童相談所、施設、里親、支援コーディネーター、生活相談・就労相談関係機関等が連携して、本人の状況に合わせた支援を行ってまいります。

5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用

児童虐待防止ハンドブックは、日頃から子どもや家族に関わる機関が連携して支援を行うために作成し、小中学校や保育所等の関係機関に配布・説明を行い、児童虐待の概要だけでなく、要対協における機関が連携・協働した支援の必要性について理解を図るものです。

今後は、このような理解を引き続き図っていくとともに、個別ケース検討会議等を通じた支援の実践をさらに積み重ねていく必要があることから、学校の先生や保育所の保育士等、実際に子どもに直接関わる個々の職員に、日常的に手に取って見ていただき、支援に役立ててもらえるよう、ハンドブックの概要版の普及を進めて職員の意識を高め、実際の支援にもつなげてまいります。

(2) 関係機関との合同研修の実施

児童虐待の予防や重篤化の防止のためには、地域における様々な機関が、幅広く情報を集め、連携して支援を行うことが重要となります。

児童相談所等の子どもに関わる行政機関をはじめ、学校や警察、医療機関、障がい福祉サービス事業者、民生委員・児童委員等との協働が重要であり、連携にあたっては一方的に情報を伝えて終わることのないよう、合同で研修を実施するなど、これまで取り組んできた関係機関と有機的な連携をさらに強化します。

(3) DV相談窓口との連携強化

子どもの面前で行われるDV被害に伴う心理的虐待等への対応を図るため、警察や各区保健福祉部等の関係機関と情報共有を行い、家庭での養育が困難となった子どもの支援を行っていますが、今後もさらなる情報共有の徹底を図り、連携を強化していきます。

また、DV被害を支援する関係機関における対応方法や役割分担等について、相互連携を推進し、援助技術を向上するための研修会等を実施します。

(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方についての調査及び検討の実施

性的被害を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性（以下「若年女性」という。）への支援は、各支援施策の制度的なはざまにあり、現状、施策として十分ではありません。

制度的なはざまの事例として、児童福祉法に基づく支援は年齢の制限があり、高校を中途退学すると学校教育の支援から外れ、予期しない妊娠で中絶を選択すると母子保健の支援から外れてしまうという実態がそれぞれあります。

さらに、心身ともに大きな傷付き体験があっても、制度的な支援がない不安定な生活環境では、特に女性は、性的搾取、性暴力、DV被害、予期しない妊娠や出産など新たな困難を抱える可能性があります。

様々な困難を抱える背景は、貧困や虐待など生まれ育った家庭の問題や、発達の遅れや障がい等が見過ごされていることにより起こる自分自身の問題、対人関係の不安定さや学習面での遅れなど多岐にわたります。

今後は、若年女性を支援するため、アウトリーチ型の支援、安全・安心な居場所の確保及び自立支援を、関係部所や関係機関が連携して支える支援の枠組みの創設に向け、検討を進めます。

参 考 资 料

1. (仮称)第二児童相談所設置方針

(1) 児童相談所2所体制化

現在の児童相談所が入っている児童福祉総合センターでは、一時保護所や面接室、事務室について増築による確保を図ることが困難となっています。

以下の課題を解決するため、2所目の児童相談所を開設することで課題に対応したいと考えています。

《相談支援設備及び体制》

相談受理件数は現児童相談所の開設時（平成5年11月）に比べて2倍以上となっており、面接室等の稼働率は常態的に90%を超えていますが、現建物での対応は困難となっています。

《一時保護所の定員確保》

一時保護需要の高まりにより、一時保護所での受け入れが困難な日が増加しています。さらに、施設等での一時保護委託先の確保も困難となってきており、相談支援に支障が生じています。

《アクセス性》

虐待通告があった場合の初期調査、各家庭への訪問支援、各区及び関係機関との連携強化や来所される市民の方々の利便性という点で、児童相談所へのアクセス性は重要です。市域の広さや積雪という札幌市の特性から、市域東部へのアクセスが片道1時間を超えることがあります。

① 2所体制での機能

2所体制とした時点では、2つの児童相談所が市域を分割して担当することとなり、それぞれが児童相談所として機能を持つ必要があり、第二児童相談所も現在の児童相談所と同様に下記の部門を備えるものとします。なお、2所共通の業務については、現在の児童相談所が統括を担います。

担当地区は、現在の児童相談所が6区(中央区、北区、東区、南区、西区、手稲区)、第二児童相談所がアクセス性等を勘案し、市域東部4区(白石区、厚別区、豊平区、清田区)とします。

- 総務部門…………… 庶務、経理、庁舎管理等
- 一時保護部門…… 児童の一時保護、生活指導、行動観察
- 調査部門…………… 児童虐待通報・通告に関する初期調査
- 相談部門…………… 児童や家庭の相談、指導、措置
- 判定部門…………… 児童等の心理診断、医学的診断

② 施設整備に向けて

2所体制とする場合、連携体制の確保の観点から、例えば合同でテレビ会議が開催できるようにするなど、統一的に支援等が行えるよう施設整備面でも配慮を行います。

また、災害等緊急時には、第二児童相談所が現児童相談所のバックアップを行えるような機能を果たせるものとします。

(2) 施設整備の条件

① 施設設置予定地

児童相談所の整備にあたっては、駐車場の確保や一時保護スペースを含めた庁舎面積の確保が必要となり、敷地には一定の面積が求められます。

また、設置場所については、利用者のアクセス性向上と、初期調査・訪問支援の担当区域について所要時間短縮が求められるところです。

市有地の中から、上記の条件等を踏まえ、白石区本郷通3丁目北の旧水道局白石庁舎跡地を設置予定地といたします。

《設置予定地周辺図》



《土地の概況》

項目	内容
所在	白石区本郷通3丁目北
現況	旧水道局白石庁舎跡地(令和2年度中に建物を解体)
主要交通	地下鉄東西線「白石駅」下車、徒歩10分
敷地面積、建蔽率／容積率	2,674.02 m ² 、80％／300％
用途地域	近隣商業地域
高度地区	45m高度地区
防火地域	準防火地域

② 目指すべき施設

次に掲げる施設を目指します。

- ・利用者が訪れやすい、相談しやすい施設
- ・相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できる施設
- ・相談者や一時保護児童のプライバシーに配慮した施設
- ・職員間の連携がとれ、目の行き届く施設

③ 必要な諸室、仕様（設備・性能）

諸室	仕様(設備・性能)など	
総務部門 (共用含む)	事務室	
	給湯室	
	職員更衣・休憩室	男女別
	トイレ	来庁者用、職員用、多目的
	授乳室	
	会議室	大会議室、小会議室
	書庫	台帳保管用
	倉庫	
	警備員室	
	清掃員控室	
	サーバー室	入退室管理可能な部屋
	その他	機械室、車庫、ごみ庫など
調査部門 相談部門 判定部門	面接室(相談室)	
	ロビー・待合	
	プレイルーム	
	心理検査室	
	医務室	
	箱庭室	
	司法面接室	
	応接室	
一時保護部門 ※各室は、「男子」、「女子・幼児」の2つのスペースに分かれることを想定 ※居室定員の	事務室	
	厨房	
	給湯室	
	職員更衣・休憩室	
	トイレ	職員用、児童用
	倉庫	児童物品保管室も必要
	アリーナ(体育室)	男女で共用。軽運動が可能なスペース

詳細は、設計時に決定	医務室		
	洗濯・乾燥室		
	浴室		脱衣スペース含む
	洗面所		
	食堂		
	学習室		
	幼児用居室	居室定員合計	大部屋、浴室、洗面、トイレ、静養スペース併設
	学齡児用居室	は、30	各個室
	居室 (開放処遇対応)	数名を想定。	個室(男女別) トイレ、シャワー付
	静養室		個室(男女別)

(3) 施設プラン

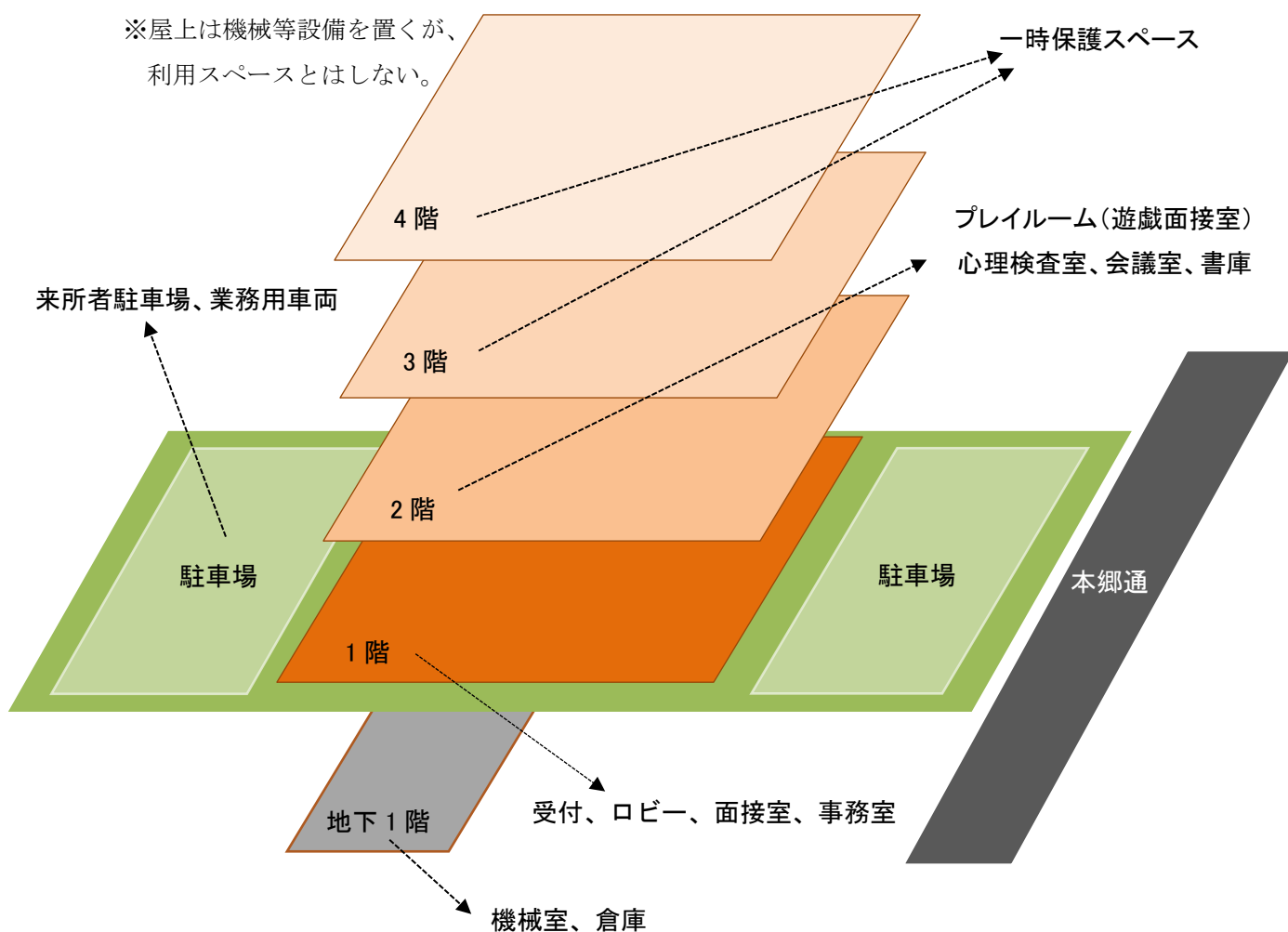
① 基本的な考え方

- ・必要な機能、諸室を備える。
- ・来所者、職員、一時保護児童の動線が交わらないようなゾーニングと動線設定を行う。
- ・安全な施設となるよう、諸室の配置、外構の整備を行う。
- ・省エネルギー等に配慮した施設とする。
- ・災害時、停電等の事態となっても一定時間業務を継続できる施設とする。

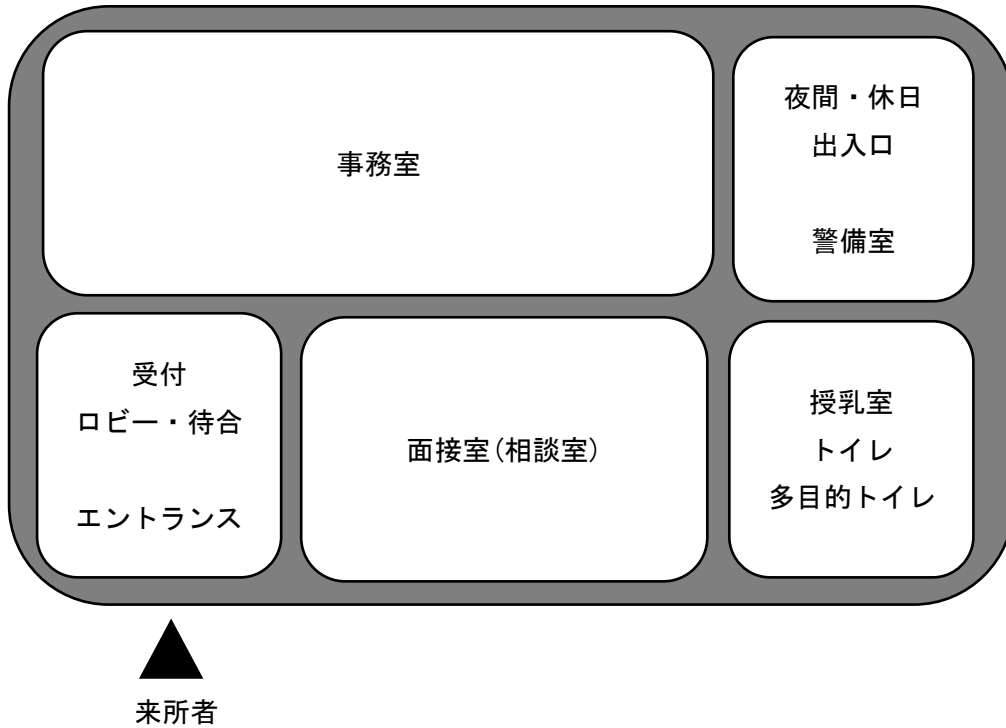
② 施設内のエリア

詳細については、今後の基本設計において検討していきますが、現時点で予定地に必要なスペースを配置した場合のイメージは次のとおりです。

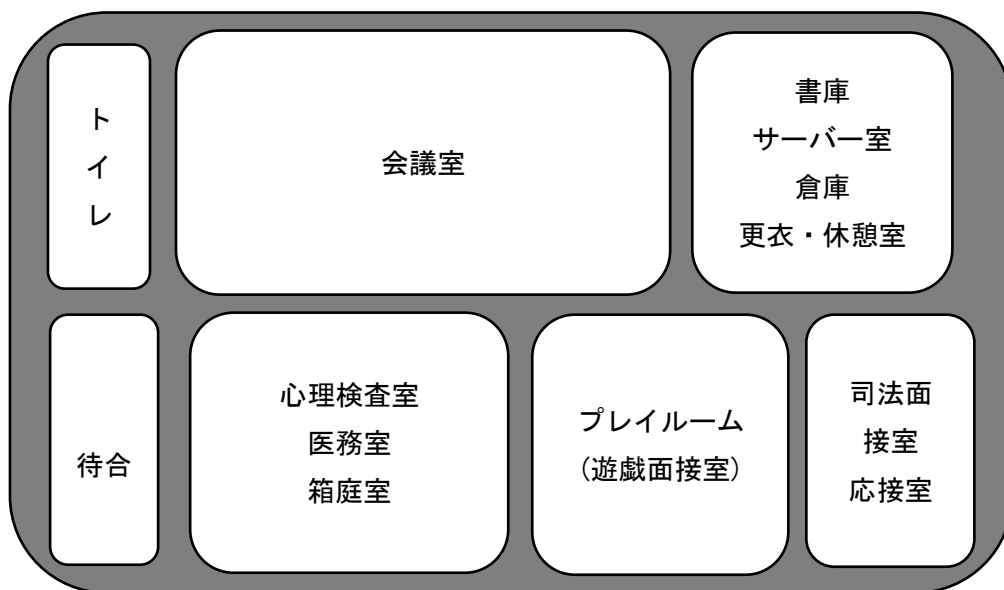
《建物全体の構成イメージ》



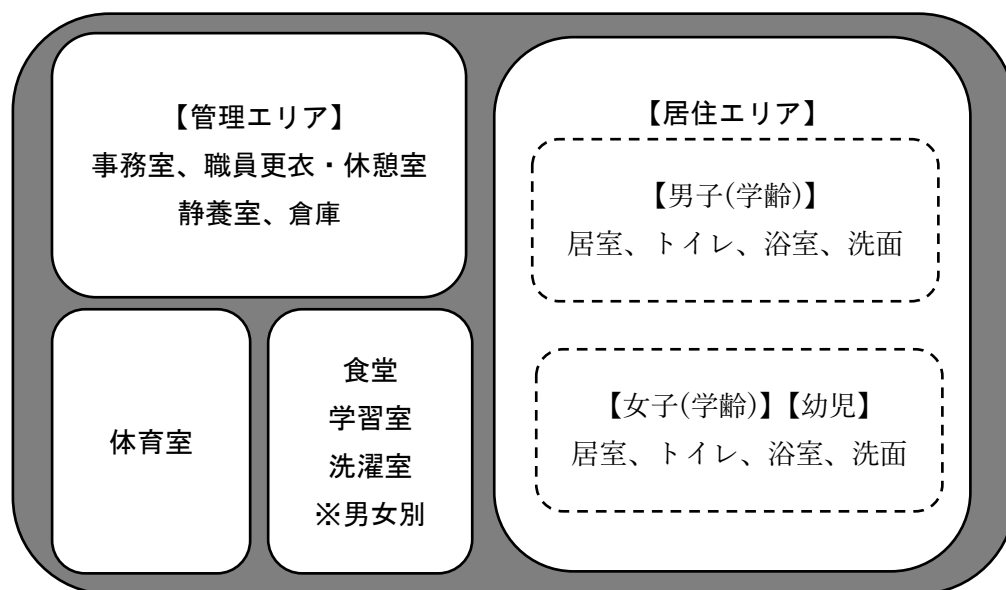
《1階のイメージ》



《2階のイメージ》



《3・4階のイメージ》



《その他の配置で配慮する事項》

- ・ 夜間、休日等出入口の確保
- ・ 来庁者と外勤用公用車駐車場の確保
- ・ 駐車場入出庫時の歩道安全対策
- ・ 駐輪場の確保
- ・ 隣接住環境に配慮した施設配置(日影や視線(双方から))

2. 札幌市子ども・子育て会議(児童福祉部会)での検討経過

開催日	主な内容
令和元年7月29日	令和元年度第1回児童福祉部会 ・プラン策定スケジュール、構成の確認
令和元年8月23日	令和元年度第2回児童福祉部会 ・相談対応件数の推移等、各政令指定都市の状況の確認 ・現行の取組状況の報告
令和元年10月31日	令和元年度第3回児童福祉部会 ・プラン取組項目(児童虐待防止対策体制強化、社会的養育推進)案に関する協議
令和2年1月28日	令和元年度第4回児童福祉部会 ・プラン取組項目(各区における支援の在り方、包括的な里親支援体制のあり方)案に関する協議
令和2年6月24日	令和2年度第1回児童福祉部会 ・プラン基本的方向性と取組案の確認
令和2年8月5日	令和2年度第2回児童福祉部会 ・プラン取組項目((仮称)第二児童相談所の整備、区家庭児童相談室における相談支援体制の強化に向けた具体的な取組、民間フォスタリング機関の設置方法、専門的力量を持つ職員育成)案に関する協議
令和2年9月7日	令和2年度第3回児童福祉部会 ・プラン取組項目(区家庭児童相談室における相談支援体制の強化に向けた具体的な取組、民間フォスタリング機関の設置方法)案に関する協議
令和2年9月18日	札幌市子ども・子育て会議 ・児童福祉部会におけるプラン検討を報告
令和2年10月16日	令和2年度第4回児童福祉部会 ・プラン取組項目(今後の里親支援の在り方)案に関する協議
令和2年11月12日	令和2年度第5回児童福祉部会 ・プラン素案に関する協議
令和2年11月30日	令和2年度第6回児童福祉部会 ・プラン素案に関する協議

3. 札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会 委員名簿（50音順）

氏 名		所 属
部会長	松 本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院教授
委 員	大 場 信 一	北海道児童養護施設協議会顧問
	加 藤 雅 央	札幌市里親会会長
	北 川 聡 子	札幌市自立支援協議会子ども部会部会長
	末 武 真 紀	北海道警察本部 生活安全部少年サポートセンター所長
	高 橋 司	弁護士
	遠 山 博 雅	札幌市中学校長会幹事
	箭 原 恭 子	札幌市母子寡婦福祉連合会理事長

4. 第2次札幌市児童相談体制強化プラン(平成29年3月策定)実施概要

平成 29 年 3 月に策定した第 2 次札幌市児童相談体制強化プランについては、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間を重点取組期間とし、区役所や関係機関との役割の明確化・連携体制の構築に向けて、5 つの方向性のもと児童相談体制の強化に取り組んでまいりました。

第 2 次札幌市児童相談体制強化プランにおける取組一覧と取組結果

【方向性1】 相談支援力の強化
<p>新たなアセスメントツールの開発</p> <p>平成 29 年度に児童虐待防止ハンドブックや在宅支援アセスメントシート等が完成。このツールを活用し、児童相談所と区の合同研修を開催。</p>
【方向性2】 専門性の強化
<p>児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実</p> <p>児童福祉法義務研修に加え、平成 31 年度から、新たに策定した人材育成・研修計画に基づく体系的な研修を開始しました。</p> <p>児童相談所への専門職の配置等</p> <p>児童相談所の専門性強化のため、児童相談所に常勤の医師職を配置したほか、法的対応体制強化のため、弁護士への相談体制を整備しました。</p>
【方向性3】 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築
<p>児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有</p> <p>平成 29 年度から各区家庭児童相談室へ児童相談システムを拡大（閲覧開始）。令和元年度には、区家庭児童相談室を主担当とするケースのシステム管理を開始しました。</p> <p>児童家庭支援センターとの連携強化</p> <p>平成 30 年度から児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センターによる情報共有会（月 1 回）を開始。令和元年度には、児童相談所から児童家庭支援センターへの指導委託を開始し、各区家庭児童相談室との協働によるケース支援など、連携を強化しました。</p>
【方向性4】 地域資源の整備と地域支援の充実
<p>養育支援員の派遣</p> <p>平成 29 年度から、養育状況の改善が必要な世帯等に家事育児支援を実施する養育支援員の派遣を開始しました。</p> <p>児童家庭支援センターの整備</p> <p>児童家庭支援センター未設置の児童養護施設に対して設置支援を実施。令和 4 年度に未設置施設への整備が完了を予定（計 6 か所）。</p>

【方向性5】社会的養護体制の強化

新規里親開拓と里親支援の推進

平成 30 年度から未委託里親への「里親トレーニング事業」を開始。

新規里親開拓を進め、委託里親の割合が増加しました。

施設入所児童等に対する自立支援

平成 29 年度から措置解除後の居住費及び生活費支援を開始。

令和元年度には、支援コーディネーターの配置と生活相談を開始し、施設入所児童等の社会的自立に向けた継続的支援の充実を図りました。